

# 町会合併の進め方

函館市町会連合会

函館市

初版（令和5年（2023年）12月）



## はじめに

本市においては、町会が地域の中核となり、明るく住みよい地域社会の実現および住民福祉の増進を図るため、住民福祉や防犯など様々な活動を行っております。

そして、住民が助け合い、支え合いながら安心して快適に暮らすために、町会は欠かすことができない存在ですが、人口減少が進む中、各町会では、業務のスリム化・方法の見直し、なり手・担い手の確保に努めても、単独で町会を維持していくことが困難となっている町会が現れはじめてきております。

このような課題を解決する手法の一つとして選択肢に加えられるのが、「町会合併」です。

一方で、合併により活動範囲が広がる場合には、町会の負担が大きくなることも懸念されます。

「町会合併」は、双方の同意が前提となり、団体同士の合併といっても、実際には人と人とのやり取りによって、慎重に進めていく必要があります。町会同士の信頼の積み重ねが、円滑な「町会合併」を進める秘訣と考えられますが、役員同士の合意があってもいざ合併となると、町会名やこれまでの歴史、町会費や活動内容、財産管理などの調整事項が多岐に渡ります。

各町会においては、それぞれの地域事情や住民感情があることから、「町会合併」の進め方は様々ではありますが、この度「町会合併」における基本的な流れを整理した『町会合併の進め方』を作成いたしましたので、合併手順の参考にしていただければ幸いです。

# 目次

## 町会合併の進め方

I	合併のメリット・デメリット.....	1
II	町会合併の進め方.....	2
1	役員会などで合併検討.....	4
2	近隣町会へ合併打診.....	4
3	会員の意識調査.....	4
4	合併協議.....	5
5	協議内容を役員会で承認.....	6
6	住民説明会.....	6
7	総会.....	6
8	合併完了.....	6
9	合併後諸手続.....	7
III	認可地縁団体における合併.....	8
1	認可地縁団体とは.....	8
2	認可地縁団体における合併.....	8
IV	市から町会への支援.....	8
1	町会交付金.....	8
	参考資料.....	9

# Ⅰ 合併のメリット・デメリット

複数町会の合併により、新たな体制を構築することで、活動におけるスケールメリットが見込めますが、同時にデメリットも発生すると考えられます。

メリットとデメリットは、表裏一体といった性格を持ち合わせていると考えられますが、メリットを生かし、デメリットを解決するような改善を実施することで、合併の効果を最大限に引き出すことが必要です。

## 合併メリット・デメリットの一例

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・人材の増加（担い手不足の解消）</li><li>・活動量が増えて活発になる</li><li>・財源が増える（会費など）</li><li>・地域のつながりが広がる</li><li>・備品や道具等が増える</li><li>・地域への関心の高まりが期待できる</li><li>・災害時の助け合い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者が増加（負担増）</li><li>・活動量が増加（負担増）</li><li>・経費が増える</li></ul>

参考：近年の合併例



合併年月日	新町会名	合併関係町会	形態
令和5年(2023年)4月1日	亀田本町第五町会	・亀田本町第二町会 ・亀田本町第五町会	吸収
令和2年(2020年)4月1日	桔梗西部町会	・ききょうの里自治会 ・桔梗西部町会	吸収
平成31年(2019年)4月1日	美原町会	・美原町会 ・美原グリーン町会	吸収
平成30年(2018年)4月26日	金堀・広野町会	・金堀・広野町会 ・金堀町はまなす町会	吸収
平成28年(2016年)4月1日	亀田本町第二町会	・亀田本町第二町会 ・亀田本町第三町会	吸収

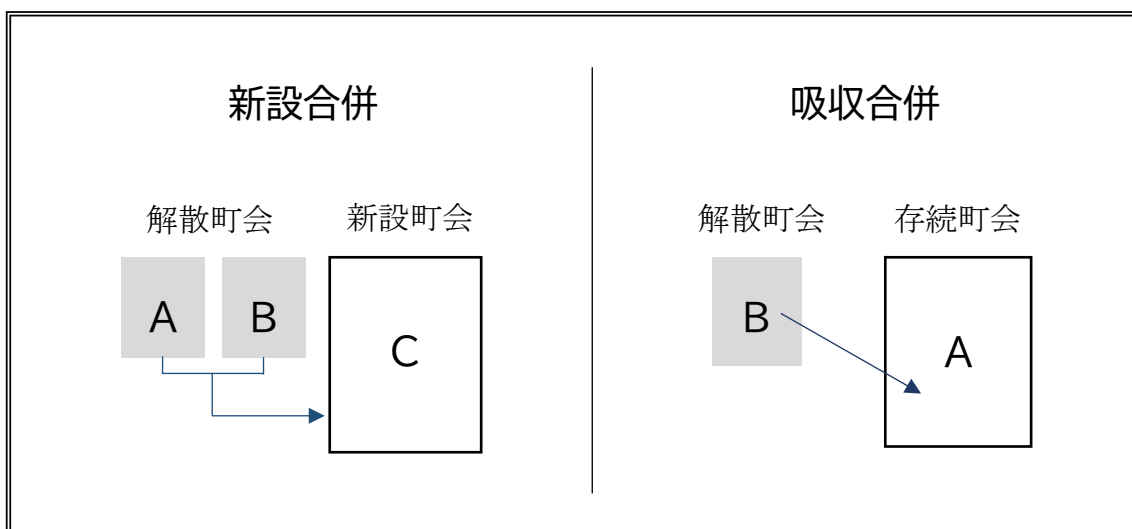
## II 町会合併の進め方

合併とは、2つ以上の町会が1つの町会となることです。合併を検討するときは、町会名や町会費の金額、活動内容、財産管理をどうするのかといった様々な問題が浮上ることが考えられます。したがって、合併を実現するためには、役員会での検討・相手町会との対話といったできるだけ多くの話し合いが必要となるほか、お互いの町会員の考えや想いを拾うことが大切です。

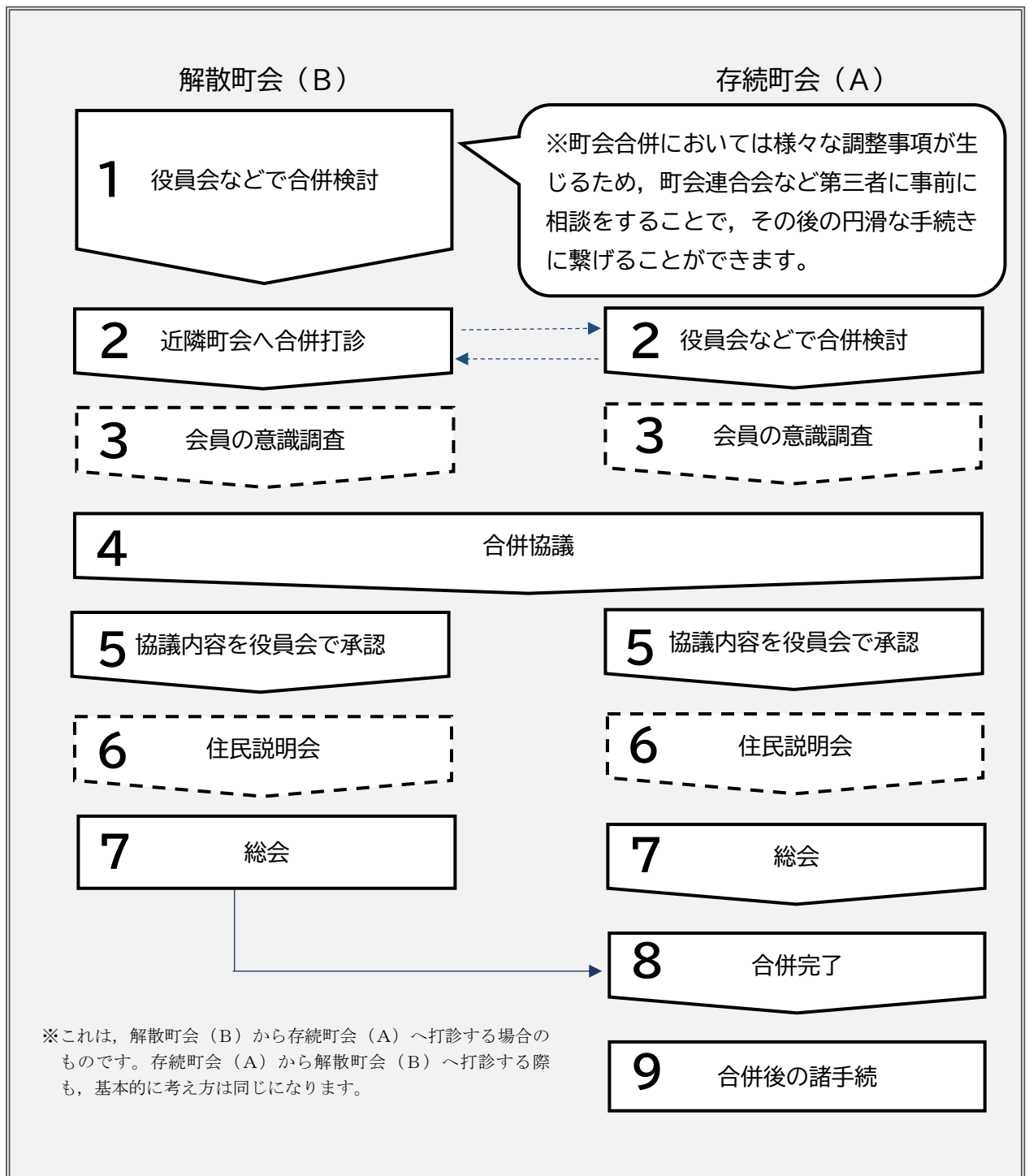
合併の形態は、主に合併により新たに町会を設立する新設合併と、一方の町会が解散し（以下、「解散町会」という。）存続する町会（以下、「存続町会」という。）へ編入する吸収合併があります（下記イメージ参照）。

次から、吸収合併における合併の進め方の例を記載しますが、新設合併の場合も考え方は同じになるので、参考にしてください。

### 合併の形態〔イメージ〕



# おおまかな合併の進め方（例）



## 1 役員会などで合併検討

---

### (B町会)

近隣町会に打診をする前に、合併のメリットやデメリットをよく考え、検討は、個人で行うのではなく、役員会など、複数人で行いましょう。

**ポイント** 検討の段階で、会員（区長や班長）が合併についてどう思うか聞き取りなどで把握することも良いでしょう。

## 2 近隣町会へ合併打診

---

### (B町会)

役員会などでよく検討したうえで、合併を考える場合は、近隣町会に打診をします。相手町会には、次のような判断材料となる情報を提示しましょう。

- 理由（なぜ合併するのか）
- 会員数や会費、区域などの基本情報
- 近年の予算・決算
- 財産（繰越金、積立金、会館、備品、街路灯など）の所有状況 など



### (A町会)

B町会から提示された情報などをもとに、合併の打診を受けるかどうか、検討します。この際、個人で行うのではなく、役員会など、複数人で行いましょう。

この検討の時点で合併の最終決定をせず、時間をかけて、地域の合意形成に向け協議を進めましょう。

## 3 会員の意識調査

---

### 【※必須ではないが、行うのが望ましい】

会員が合併についてどう考えているか、アンケートや広報紙などで調査します。

**ポイント** 全てを反映させることは難しいかもしれませんが、意見には真摯に向き合うことが、後の確執を生まないためにも大切です。





## 4 合併協議

合併するにあたり必要な事項を、A町会・B町会両者で協議します。

各町会の役員で協議するのも良いですし、それぞれの町会から数名ずつ集まり協議会やプロジェクトチームをつくる方法もあります。

協議の最後は、協議内容をまとめて、合意書の原案などを作成しましょう。

**ポイント** 町会・自治会にはそれぞれ慣習やルールが存在します。協議が不十分だと、合併後の運営に支障をきたす可能性もあるので、ここは、時間をかけて慎重に協議を重ねましょう。

### 資料 01 町会合併合意書（例）

#### 予想される協議事項（例）

○合併後の名称および事務所所在地

○合併後の体制（規約，区域，会費，役員体制，区割・班割，など）

体制で特に注意が必要なこと（例）

- ・規約…A町会の規約を存続させるのが一般的。
- ・区域…A町会の既存区域に，B町会の区域を加える。
- ・会費…A町会に合わせるのが一般的だが，実情に合わせ協議すること。一般会員以外（街路灯会員，賛助会員など）の規定がある場合は，特に注意。
- ・役員体制…合併後に誰が役員となるかなど，大まかに決めておく。選任は，A町会の総会で議決する。
- ・区割・班割…合併後に区や班（区長や班長）をどうするか協議する。

○活動の精査

各町会の既存事業を整理するほか，今まで力を入れてきた分野や，今後力を入れていきたい事業などについても協議する。

○財産管理

一般的に，B町会の権利義務や財産はすべてA町会に承継する。

想定される財産の種類（例）

- ・一般会計や特別会計，積立金などの残金
- ・不動産…会館や土地など。登記している場合は，合併後に名義の変更が必要。
- ・設備備品…テーブルやパソコン，プリンターなど。  
処分が必要なものはないか確認する。
- ・街路灯…灯数や灯具種類，設置場所などを整理する。
- ・契約・口座…合併後に名義変更や解除が必要かどうか整理する。

○合併日

○合併のための総会開催期限

合併日の前日までに開催すること。

#### 会員への周知

**ポイント** 協議による決定事項は，その都度会員へ報告し，意見を募るなど，会員の感情に対する配慮が重要です。



## 5 協議内容を役員会で承認

---

合併協議の内容をまとめ、合意書などを作成したら、各町会の役員会で承認を得ましょう。

役員会で更なる協議が必要だと判断された場合には、焦らずに、もう一度どうするのが良いか話し合しましょう。

## 6 住民説明会

---

【※必須ではないが、行うのが望ましい】

合併を決定するためには、それぞれの町会で総会を開催し、合併の議決を得る必要がありますが、総会を開催する前に、住民への説明機会を設けると、総会がよりスムーズに進むと考えられます。

住民からの質問や意見には、真摯に対応し、合併についての地域合意が得られるように進めましょう。



**ポイント** 住民説明会は、会員だけでなく、その区域に住む世帯すべての住民が参加できる説明会にすることで、現在は未加入でも、合併をきっかけに加入しようとする住民がいるかもしれません。

## 7 総会

---

総会開催前に、余裕をもって会員へ総会資料（次第や議題など）を配付し、事前に内容を周知します。

**ポイント** 合併に対する合意形成のための重要な総会となることから、より多くの会員の目に届くような工夫をしましょう。

総会開催の際は、定足数など開催要件を満たした上で、合併の議決を得ます。

## 8 合併完了

---

総会で議決を得た合併日を迎えたなら、合併が完了です。

B町会は特段の定めがない限り、合併日の前日に解散することとなり、合併日から、B町会の権利義務や財産は包括的にA町会が承継することになります。



## 9 合併後諸手続

合併後、B町会は存在しなくなるため、行為の主体はすべてA町会となります。

### 想定される手続き（例）

○会員への周知

○関係機関への周知（町連、市、社協など）

○旧B町会の関係書類をA町会に引き継ぐ

旧B町会の書類は、必要な年数A町会で保管します。会員から旧B町会の資料閲覧の請求をされた場合は、A町会が対応することになります。

○旧B町会の契約（水道光熱費や電灯料、不動産登記など）名義や口座などの変更

○旧B町会の会計処理（決算や監査など）

### 会計処理方法（例）

B町会は解散しても、事業年度の開始日から解散するまでの間の決算は行わなければなりません。解散したB町会は、「その事業年度の開始の日から合併の日の前日までの期間」をひとつの事業年度と考えられます。

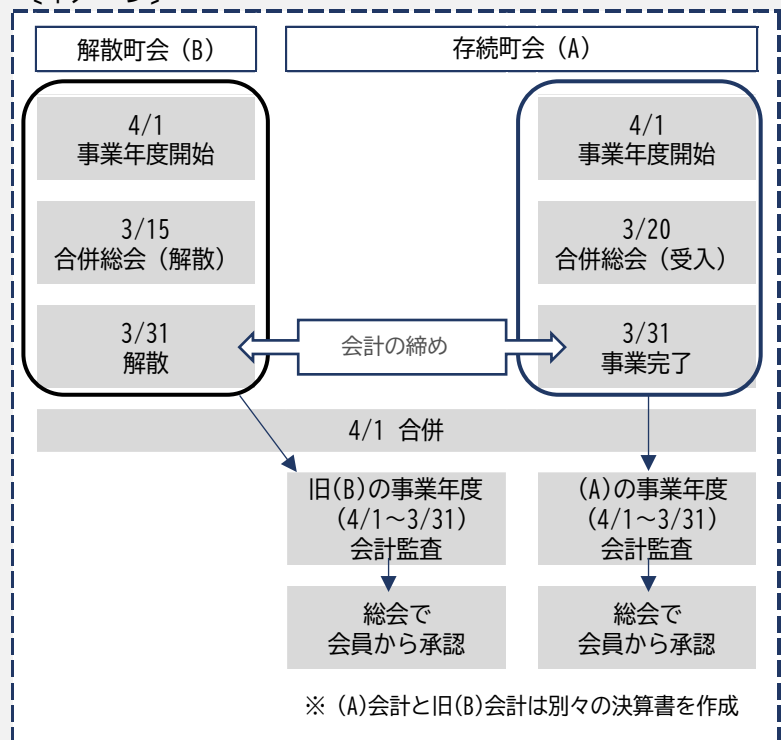
その期間の決算は旧B町会が行い、監査および会員の承認を得るのは、旧B町会を吸収したA町会が行うこととなります。

A町会は、A町会と旧B町会の2つの会計を監査し、会員からの承認を得ます。

※決算の承認は、定期総会に合わせても、臨時総会を開催しても良いです。

※合併日から総会までに時間がある場合（例 5月1日付けで合併したが次の総会が翌年になる）、まずは広報紙などで旧B町会の収支状況を会員に周知し、総会日が来たら、正式に会員から承認を得る方法もあります。その場合は、広報紙に「正式な承認は翌年度の総会で得る」旨の文書も記載しておきましょう。

### 〔イメージ〕 4月1日付けで合併する場合



### Ⅲ 認可地縁団体における合併

#### 1 認可地縁団体とは

認可地縁団体とは、地方自治法等に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て法人格を得た町会の地縁による団体のことをいいます。

#### 2 認可地縁団体における合併

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併をしようとするときは、まず、合併をしようとする各認可地縁団体の現行の規約に基づき招集された総会で、構成員の4分の3以上の多数をもって議決されなければなりません。ただし、規約に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

総会において必要な議決を経たあとは、各代表者が必要な書類を揃えて、市長に合併の申請を行います。

なお、認可地縁団体における合併は、地方自治法に則つとる必要があるため、事前に市へ相談することで事務手続きを円滑に進めることができます。

※合併に必要な申請手続き等は「認可地縁団体になるための手引書」を参照

### Ⅳ 市から町会への支援

#### 1 町会交付金

特例として、町会の合併が行われた日から5年が経過する日まで、合併前の町会数分の組織割（120,000円）を交付します。

なお、5年を経過した日以降は、1町会分の組織割の交付となります。

◆ 合併特例の例 《A町会とB町会が令和6年4月1日に合併した場合》

【組織割】

A町会分  
120,000円

+

B町会分  
120,000円

=

計 240,000円

令和6年度から令和10年度までの5年間交付します。

## 参考資料

資料 01 町会合併合意書（例）

## 町会合併合意書（例）

〇〇町会（以下「甲」という。）と〇〇町会（以下「乙」という。）は、甲と乙の町会合併（以下「本件合併」という。）について、本件合併協議をもって、お互いの認識を確認し、円満に合併するため、以下のとおり合意する。

### （趣旨）

第1条 町会は、地域住民にとって重要な活動を行っており、その存在は必要不可欠なものである一方、加入数が減少しているほか、高齢化が進み役員のなり手や活動の担い手が不足している状況にあり、従来の体制を維持していくことが困難となっている。本件合併は、新たな体制を構築することで活動におけるスケールメリットや課題解決の一助となるほか、本件合併を機に、地域住民に対する町会活動への理解を促進することで担い手確保を図るなど、持続可能な運営体制を構築する。

### （合併方法）

第2条 甲および乙は合併し、甲は存続し、乙は解散する。

### （名称）

第3条 町会名は、〇〇町会とする。

### （合併日）

第4条 本件合併日は、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日を目途とする。

### （新体制）

第5条 新体制の内容は、基本、従来の甲の体制を継承することとし、甲は、体制の維持と新たに増える地域（乙の地域）を包括する。乙は、甲の従来の体制に則り、可能な限り準拠する方向で協議する。

2 新体制の内容は、次に掲げる項目とする。

一 会則は、甲のものを継承する。ただし、本件合併に伴い必要とされる項目の追加は妨げない。

二 会費は、一世帯月額〇〇〇円とする。

三 区域は、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇番とする。

四 班割は、〇班から〇〇班までとし、〇〇班を欠番とする。なお、班割の境界線は、〇〇町会略図を持って示す。

五 役員体制は、甲の現行役員に、乙の現行役員を以下のとおり加える。また、乙の各事業部長等の役員は、可能な限り、甲の事業部副部長等として協力する。

- (1) 乙の会長は、甲の副会長に就任する。
  - (2) 乙の副会長は、〇〇班から〇〇班までの相談役に就任する。
  - (3) 〇〇班から〇〇班までの班長は、乙により別途調整する。
- 六 財産は、乙が（元号）〇〇年度内に実施する各種事業が終了後、全ての権利、義務や財産を甲に継承する。

（事業内容）

第6条 事業内容については、負担の少ない持続可能なものとするため、甲および乙の既存事業を精査し、見直しを検討する。

（合併周知）

第7条 本件合併が円滑に進むよう会員へ出来る限りの情報提供を実施するほか、地域住民による町会への認識を高めるためのイベント等を立案し、効果的な周知を図ることとする。

（関係書類）

第8条 町会運営に係る乙の関係書類は、書類内容の説明とともに甲に引継ぎ、甲で保管するものとし、一定期間の間、関係書類の内容に関する甲からの質問等は、乙の役員等が対応する。

（問い合わせ等）

第9条 本件合併後に発生した住民等からの質問等については、原則、甲が対応する。

（会計処理）

第10条 甲は、（元号）〇〇年度の事業報告および収支決算を作成し、本件合併後の新体制により、会計監査および会員からの承認行為を実施する。

2 乙は、（元号）〇〇年度の開始日から合併前日までの期間をもって事業報告および収支決算を作成し、本件合併後の新体制により、会計監査および会員からの承認行為を実施する。

（合併の決定）

第11条 本件合併の最終決定は、甲および乙によるそれぞれの総会等の実施により会員の承認行為をもって決定する。なお、総会等の開催時期は、（元号）〇〇年〇〇月末までに開催することを目途とする。

（解除）

第12条 本件合併が成立に至らなかった場合は、本合意書を解除する。ただし、甲乙協議のうえ、合併条件を変更した場合は、その限りではない。

(補則)

第 13 条 本合意書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本件合併の趣旨に則り、必要に応じて甲乙協議し、これを定める。

本合意を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

(元号) ○○年 (○○○○年) 月 日

甲

乙





町会合併の進め方  
初版  
令和5年（2023年）12月

●お問い合わせ先●

函館市町会連合会

〒040-0063 函館市若松町33番6号

☎ 0138-22-0180

E-mail [hakodateshi-choren@lime.plala.or.jp](mailto:hakodateshi-choren@lime.plala.or.jp)

函館市市民部市民・男女共同参画課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

☎ 0138-21-3139

E-mail [shimin-sekatsu@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:shimin-sekatsu@city.hakodate.hokkaido.jp)